



ひとり親家庭等 医療費助成制度

制度内容

○受給者の資格要件

ひとり親家庭等の方（18歳到達年度末までの子どもがいるひとり親家庭等の方が対象）が受けた医療費の自己負担分の一部を助成します（但し、生計同一者全員が所得税非課税者であることや、事実婚ではない等の受給条件があります）。

○医療機関等窓口での一部負担金

・通院500円/日

・入院500円/日

（医療機関ごとに月4日まで）

【ひとり親家庭等医療費受給者証更新手続きについて】

現在お持ちの受給者証の有効期限が7月31日であり、8月以降の資格認定については、更新の手続きが必要となります。該当すると思われる方は、市役所（保険医療課又は各支所窓口係）へ申請に必要なものをご持参のうえ、手続きにお越しください。※該当すると思われる一部の方については、6月下旬に申請手続きのご案内を送付しています。

第11回あきたかた市民文化祭 「展示芸術の祭典」作品募集

年に一度の「展示芸術の祭典」の開催にあたり、市民の皆様の芸術作品を募集します。

会場

10月1日（日）～10月7日（土）
10時～18時
（最終日は10時～16時まで）

場所

クリスタルアージュ

応募資格

安芸高田市内に在住・在勤・在学の方

募集概要（抜粋）

- ・お一人さま1ジャンルにつき1点とします。
- ・作品の搬入出・展示・管理は出品者で行っていただきます。
- ・作品の損傷・紛失について、実行委員会では責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・主催者はキャプション（題名と名前）のみ作成し、それ以外の掲示物は作成しません。
- ・著作権等の問題は出品者において解決し、問題の発生する作品の出品はお断りします。

国民年金保険料免除の 手続きはお早めに

○国民年金保険料免除制度

所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。

応募方法

所定の出展申込書（市内各文化センター配置・市ホームページより入手可能）に必要事項をご記入のうえ、市内各文化センターに直接お申し込みください。

応募期限

7月21日（金）

主催

あきたかた市民文化祭実行委員会



生涯学習課

☎42-0054 ☎42-4396

第9回 あきたかた市民合唱祭開催

この祭典には市内で活動するコーラスグループ8団体と向原小学校6年生が出演し、会場いっぱいにはハー

免除される額は、全額・4分の3・半額・4分の1の四種類があります。

○保険料納付猶予制度

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。

○保険料免除・納付猶予の所得の基準
前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

①全額免除

（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円

②4分の3免除

78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

③半額免除

118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

④4分の1免除

158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

⑤納付猶予制度

（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円

モニを響かせます。また、フィナーレでは、来場者と出演者全員で「学生時代」を合唱します。入場は無料です。夏の大合唱にご参加ください。

場所 高宮田園パラッツォ

開催日

7月9日（日）

開場13時

開演13時30分

入場料 無料

主催

あきたかた市民合唱祭実行委員会

お問い合わせ先

生涯学習課文化・スポーツ振興係



生涯学習課

☎42-0054 ☎42-4396

農業用水路の定期的点検と 維持管理

農繁期に入り、支障が発生している水路の相談が多く寄せられています。

内容の多くは、老朽化や管理不足によるものです。水路は農業者自らが定期点検し、土砂堆積が原因で法面崩壊の発生等、2次被害が起きないように適切に維持管理し、未然の防止に努めましょう。

農林水産課

☎47-4022 ☎47-1003

☎0824-62-3107

三次年金事務所

○失業等による保険料免除・納付猶予の申請
失業した場合も申請することにより、保険料の納付が免除となったり、保険料の納付が猶予となる場合があります。

申請書を提出される際は、必要書類がありますので三次年金事務所又は市役所保険医療課にお尋ねください。